

平成 30 年 6 月 11 日

平成 31 年度環境技術実証事業の新たな枠組みについて（案）

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

1. 経緯

平成 29 年 6 月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにて、技術分野及び実証プロセス等にかかる抜本的見直しを指摘されたことを踏まえ、平成 31 年度事業より実施を予定している技術分野及び実証プロセスの変更について検討するもの。

2. 技術分野の変更案

従来、自然地域トイレし尿処理技術分野、有機性排水処理技術分野及び中小水力発電技術分野等の個別の技術分野に加え、テーマ自由枠を設け、実証してきたところであるが、社会のニーズをより強く反映できるよう、従来の個別の技術分野では実証することのできない技術も対象とすることが可能な技術分野（6 分野）に変更することとする（資料 4 参考①）。

3. 新たな技術分野の具体例等

新たな技術分野	関連する既存の技術分野	左記に加え、新たに実証可能となる技術の具体例等
①水・土壌環境保全技術分野	自然地域トイレし尿処理技術 有機性排水処理技術 湖沼等水質浄化技術 閉鎖性海域の水環境改善技術	水質汚染対策技術 土壌汚染対策技術
②大気環境保全技術分野	ヒートアイランド対策技術（建築物外皮）	排ガス抑制技術 ダイオキシン類排出抑制技術 騒音・振動防止対策技術 光害対策技術 悪臭対策技術
③資源循環技術分野		リサイクルに関する技術
④気候変動対策技術分野	中小水力発電技術 ヒートアイランド対策技術（ヒートポンプ）	気候変動対策技術
⑤自然環境保全技術分野	自然地域トイレし尿処理技術	生物多様性確保技術 外来種対策技術
⑥環境測定技術分野	VOC 簡易測定	①から⑤の技術分野に関する測定技術全般

4. 実証プロセスの変更案

従来、実証機関を選定した後に、実証技術の選定を行うプロセスとしていたが、行政事業レビューの公開プロセスにおいて、実証機関ありきで技術が選定されるようなプロセスになっている等と指摘されたため、変更を行うこととする。具体的には、技術調査等の技術選定補助を行う技術調査機関を新たに設け、技術選定を行った後に実証機関を選定するプロセスに変更する。また、従来、実証機関が行っていたものの、正式には実証プロセスに組み込まれていなかった技術申請予定者への相談対応を技術調査機関に行わせることとする（資料4参考①、資料4参考②）。

5. 技術調査機関の業務等

技術調査機関は、全分野の技術選定補助及び技術申請予定者への相談対応を行う。また、上記の業務について、必要な知見を得るため、有識者から構成される技術調査検討会を分野ごとに設け、運営する（資料4参考③）。

6. 今年度の予定

水・土壌環境保全技術分野、気候変動対策技術分野、自然環境保全技術分野の3分野においては、春～夏に試験を行う必要がある技術の申請が想定されるため、今年度中に、実証機関の選定まで行う予定である。